

(タイトル)

「税理士用電子証明書の発行申込み」に関する、マイナンバーカード等を用いた業界初の完全電子化について

—業務プロセスのデジタル化で、税理士業務を効率化—

2021年4月1日

株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト

日本税理士会連合会

株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト（本社：大阪市都島区、代表取締役社長：岸本 照之、以下、NTTネオメイトと呼ぶ）は、日本税理士会連合会（所在地：東京都品川区、会長：神津 信一、以下、日税連と呼ぶ）と共に、2017年1月より電子署名法に基づいた税理士向けの電子証明書(以下、税理士用電子証明書と呼ぶ)を発行してきました。2021年4月より展開する新たな認証サービスでは、総務省・法務省・経済産業省「電子署名及び認証業務に関する法律（以下、電子署名法と呼ぶ）」に規定されている認定認証業務¹にて、業界初となる「既存の有効な税理士用電子証明書（黒色のICカード）」及び「マイナンバーカード」を利用したWEB申込みを実現し、「税理士用電子証明書」の発行を完全電子化して税理士の業務効率化を図ります。

1. 提供の背景

「税理士用電子証明書」は、税理士が納税者の代理として国税庁の国税電子申告・納税システム（以下、e-Tax）や地方税共同機構の地方税ポータルシステム（以下、eLTAX）を通じて提出する申告・申請に付す電子署名に利用されており、税理士が業務を行う上で必要不可欠な存在であることから、約85%の税理士が所有しています。

一方、その発行には、税理士の本人確認及び資格確認が厳密に求められ、住民票の写しや印鑑登録証明書等の公的書類の取得、郵送が必要であり、発行の申込みには時間とコストがかかっていました。また、認証局においても審査を人手で行うことから、発行までに長い期間を要しました。

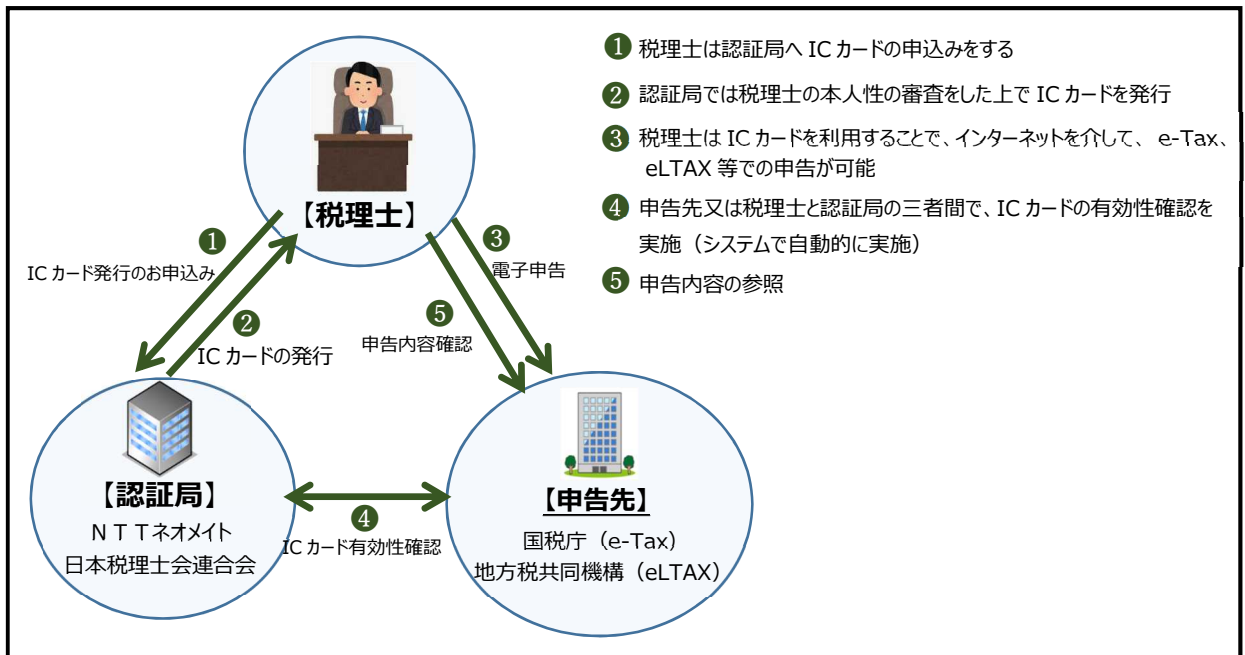
2. 完全電子化による業務効率化

現在、政府では「新たな日常」を通じた質の高い経済社会を実現するため、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進しているところ、電子証明書の発行についても電子署名法施行規則第五条第一項第一号二の規定が改正されると共に、主務大臣が告示で定める方法として「税理士法第四十九条の十三第一項に規定する日本税理

¹ 電子署名法第4条の認定を受けた業務

3. 「税理士用電子証明書」で税務申告業務をデジタル化

「税理士用電子証明書」は、税理士が納税者の代理として電子的に税務処理を行う際に、e-Tax や eLTAX を通じて提出する申告・申請の際の電子署名に利用できます。



4. 申込み開始時期

受付開始：2021年4月5日

5. 今後の展望・展開について

(1) NTTネオメイト

本仕組みについて、税理士以外への展開及び企業向けの認定認証業「e-Probatio PS2 サービス」への展開を目指し、政府が推進している社会全体のデジタル化に向け、利便性かつ信頼性の高いサービスを展開していきます。

また、本仕組みに採用したマイナンバーカード利用についても、健康保険証や実印の代用など、用途の拡大・幅広い活用を促進し、一般ユーザーのライフスタイルにも役立つサービスへの展開を目指しています。

(2) 日税連

本仕組みの構築で得られた知見を活かして税理士の登録申請、既存の税理士会員の変更登録申請等のデジタル化を進め、日税連、税理士会に対する手続きにおいて快適なユーザーエクスペリエンス (UX) の実現を目指します。

6. お問い合わせ先

株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト IT ビジネス本部

プラットフォームサービス推進部 電子認証サービスグループ

電話番号：06-6348-1015(受付時間：9:00-17:00(土日祝日・年末年始は除く))

E-mail : ninshou@e-probatio.com

サービスページ : <https://www.e-probatio.com/psa/>

日本税理士会連合会 電子認証課

電話番号：03-5435-0940 (直通)

受付時間：9:30～11:30、13:00～16:30 (土日祝祭日、12/28～1/4 を除く)

E-mail : icc@nichizeiren.jp

サービスページ : <https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/>